

月報

1984 4 月 號



シンガポール日本商工會議所

＜目次＞

(1984年4月号)

最近の香港情勢	(日本経済新聞)	松田 勝	1
83年のシンガポール経済	(在シンガポール日本大使館) 武田 宗高		6
シンガポール生産性向上プロジェクト	(国際協力事業団)	石原 和夫	12
食品市場に於ける INSTANT RAMEN の位置付け	(日清食品)	笹原 研	23
会員懇親パーティを開催	(事務局)		29
理事会の動き			33
3～4月の主な経済記事			37
広 報 欄			42
資料案内			44
編集後記			46

最近の香港情勢

日本経済新聞

シンガポール特派員

松田 勝

〈パーティでの話題独占〉

香港情勢を語る際、印象深いのは香港でのパーティ風景です。つまり、この2年ばかり、あらゆるパーティでの話題は「香港の将来」、すなわち、香港はどうなるのか、ということでした。香港の住民はいうに及ばず、外国人ビジネスマンの頭もこの問題で一杯だったわけです。シンガポールの政治的な将来が、こうした形で懸念されることはまずないことから考えても香港の抱える「97年問題」の深刻さがわかろうというものなのです。

（余談になりますが、香港で開かれるパーティはほとんどの場合、午後5時半に始まり、同7時半頭には終わります。7時半に近づく頃には出席者の姿はまばらになりますが、これは出席するビジネスマンの多くが、またオフィスにもどり、ロンドン、東京の本社と連絡をするなど“仕事の虫”ぶりを発揮するためです。オフィス街といえば、セントラル地区、またパーティの会場もマンダリン・ホテルなど同地区の有名ホテルと決っていますので、オフィスからパーティ会場を歩いて往復できるという手軽さもあります。いずれにしても、ビジネス・ライフに徹した香港の行き方は、東京やシンガポールをしのぐものがあり、エコノミック・アニマルは日本の専売特許ではないことに気づきます。）

〈すでに重大な変化の兆し〉

さて、香港を訪れる方は、その都度、林立する高層ビル群と、アリの様にエネルギーに動きまわる住民の姿に、「この繁栄ぶりが、よもや急変することはないまい」との思いを抱かれるはずです。しかし、最近の情勢をみると、逆に、重大な変化の兆しが、すでにひたひたと香港に押し寄せてきていることがわかります。変化とは一口に言えば①香港政庁（すなわち英国政府）が、植民地統治の形態を行く行くは香港の中国人住民自身

による統治に移すためのルールを敷き始めた。②中国はもともと香港にぼう大な投資権益を有しているが、この1年ほどの間に中国の対香港新規投資の内容が質的に変わってきている……の2点といえましょう。

こうした変容は、いずれも、「1997年の時点で英国が香港の主権を中国に返還することを決めた」との暗黙の了解が前提になっているもので、香港は「97年問題」での中英の正式合意を待たず、すでに「新しい香港」への道を歩み始めた、とする点で大方の見方は一致しています。パーティでの話題は、以前は「まさか中国が香港の主権を回復することはないだろう」「97年から50年間、対英租借協定を延長するのではないか」との推測に終始していたのですが、いまや「新しい首長（現在の総督にあたる）には香港の中国人を任命するそうだが誰になるのだろうか」「言論・出版の自由は存続するのか。競馬やバー、キャバレーは」「適用する法律や司法制度はどうなるのか」「通貨（香港ドル）は」……など各論に移っており、わずか1年ほどで、情勢が急転していることを感じさせます。

〈サッチャー首相、条約に固執〉

中英交渉は天王山にさしかかっており、この月報ができ上っている頃には、「主権問題」など大筋で両国政府の合意が成立している可能性もあります。中英交渉の経過をみますと、82年9月、サッチャー英首相が訪中し、中国の実質的指導者・鄧小平氏（党顧問委员会主任）と、香港の将来に関し、交渉に入り、2年以内に結論を出すことで一致したのがそもそものはじまりです。その後、82年秋から交渉を開始しましたが、両国が本格交渉と銘打ち、交渉の日時を明らかにする形で会談に入ったのは83年の夏からです。以来、ほぼ、毎月一回の割合で、会談が重ねられてきています。これまでは両国とも外務次官あるいは大使レベルが交渉の代表でしたが、この先、合意に近づくにつれ、外相レベルに格上げとなるものとみられています。また、英国では、政府間の合意内容を議会で審議し、承認を得る手続きが必要です。

中英交渉は当初、陰悪な雰囲気にも抱まれ、どうなるかと危ぶまれたものです。これは、サッチャー首相が中国首脳との会談で、香港に対する英国

の主権を主張しただけでなく、その後もしばらく、こうした姿勢をとったことで、中国が反発したものです。サッチャー首相の主張は「新界地区（香港全域の90%以上を占める）は、対中租借協定の期限である1997年に中国に返還するが、新界以外の香港島と九竜地区（九竜半島の先端部）は、中国から割譲を受けたもので、返還の必要はない」と、「条約論」をタテにとったものでした。

＜英国、主権で譲歩＞

これに対し、中国側は、香港を英領植民地とした「帝国主義軍艦外交」による三条約はいずれも無効であり、香港全域の主権はもともと中国に属し、この問題で主権論議は交渉の対象とはならない、との厳しい姿勢を堅持しています。このため、一時、中国が「97年まで待たず、香港の主権を回収することもあり得る」と、英国のかたくな態度にいらだちをみせたこともありました。

その後、83年夏から中英交渉が本格化するにつれ、「英国が主権で譲歩した」との情報が流れました。交渉内容は秘密のベールに包まれており、中英両国からの公式発言はありませんが、交渉が「順調に」進んでいることから、この情報は正確とみることでできましょう。英外務省はもともと、主権論議で中国とコトを構える考えはなかったといわれます。現実的にみても、新界を切り離して、香港島と九竜地区だけが植民地として存続することは、水、食料などの供給の点からみても不可能というのが、定説です。仮に、物理的に存続ができるとしても、中英両国が対立した状況の下での「小香港」の将来は、真っ暗といわねばなりません。こうした判断から、サッチャー首相もついに主権にこれ以上、言及することは止め、中英交渉は、「英国が事実上、主権を放棄する考えを明らかにした」との了解の下で、継続しているとみることでできましょう。

＜香港ドルと不動産相場の暴落＞

香港経済は、中英交渉の開始以降、中国が対英強硬発言をする度に、敏感に反応し、為替市場、株式市場は激動を続けてきています。香港ドルの対米ドル相場は、今でこそ1米ドル＝7.80香港ドル前後に、落ち着いた

動きとなっていますが、82年秋以降、下落の一途をたどり、83年9月末には1米ドル＝9.55香港ドルまで暴落し、シンガポールだけでなく、世界各地の金融市場で大きな話題を提供しました。同年10月、香港政庁は、新発行の香港ドル紙幣のレートを1米ドル＝7.80香港ドルに固定する、いわゆる「ペッグ制」の採用に踏み切り、以来、香港ドルは、1年前に比べれば、大きく減価はしているものの、安定を維持しています。

82年以来の、香港経済の混乱は、単に「97年問題」という政治要因によるだけでなく、79～81年と続いた不動産ブームが一転、下り坂を転げ落ちはじめたのが大きな原因です。不動産相場がピーク時の水準から40～50%も暴落するにつれ、それまでブームに乗って過度な投機に走っていた。エーダ、キャリアンといった「大不動産企業」が次々と倒産しました。金融機関の中にもツケを払わされるところが続出し、恒隆銀行の経営を政庁が肩代り、バンク・オブ・ブリティッシュ（マレーシア）の香港子会社の融資こげつきが本国で政治問題化、といった出来事はまだ記憶に新しいところ です。

＜自信を回復？＞

ところが、香港ドルが安定を取り戻した83年秋頃から現在に至るまで、香港経済は、自信を回復したかの印象を与えます。株式市場ではハンセン指数が上昇に転じるなど、投資家のカネが流れ込み始めているだけでなく、新規上場に踏み切る企業が相次ぎ、その株は人気を呼んでいます。これは、この2年間というもの絶えてなかった動きです。背景として「少なくとも、97年には中国が主権を回復することが既定となり、これまでの宙ぶらりんの状態から脱した」ことが、経済界の好感を呼んでいるもの、との説明があります。これも一理があるといえましょう。つまり、中国が主権回収後も資本主義を維持すると発言していることを額面通り評価する見方です。この見方からすれば、このところ光大実業など中国系の新顔企業が、香港内でマンションを大量に購入したり、香港最大のエレクトロニクス企業に資本参加している事実は、「香港の繁栄維持」に中国も本腰を入れ始めたとの解釈が成り立ちます。

＜不信感消えず＞

その一方で、香港の経済界は、「中国は果して資本主義の権化ともいえる、香港の香港たる所以（ゆえん）を理解しているのだろうか」との不信感を拭い切れません。今後、日に日に中国の影響力、存在感が強まる香港は、これまでの香港では決してあり得ないだろうとの危惧もあります。例えば、現在、中英の専門家が協議している、「各論」についても、解決は一筋縄ではいかないことは明白です。香港ドルは現在は、究極的には英女王陛下が控えていることで信頼を得て、交換通貨として流通しているといえましょうが、97年以降は、果たしてそれが可能でしょうか。英国の慣習法にもとずいた法制の存続は……、また税制は……と細かい疑問をあげればキリがありません。多分、こうした点については、中英両国は作業委員会を設け、97年まで時間をかけて解決法を見い出していくことになるのでしょう。

＜国際金融センターとしての魅力薄れる＞

短期的に経済をみますと、83年は輸出ブームで5.9%の実質成長を達成し、84年についても、政庁は6.3%の成長を予測と、シンガポールに似た回復パターンをたどっています。しかし、インフレは、香港ドル安のツケが今後もまわってくることから依然2ケタ近くと庶民の暮らしは楽ではありません。84年度（84年4月～85年3月）予算で、政庁は、法人税、個人所得税最高税率をそれぞれ2ポイント・アップし、18.5%と17%としましたが、今後、増税路線が定着し、香港の国際金融センターとしての魅力は徐々に薄れるのでは、との懸念も表明されています。香港の後退が必ずしもシンガポールの前進につながるとはいえませんが、こうした動きが、シンガポールにとっても大きな関心事であることは間違いありません。

今後、政治、経済的に急速な変容をまねがれ得ない香港……。「これからも、一波乱、二波乱は覚悟しなければ」こう地元経済人が口をそろえるように、香港からは目の離せない日が続くことになりましょう。

追記：本稿の脱稿（3月4日）後も、香港の立法評議会（総督の任命議員で構成）が頭越しの中英交渉に異議を唱えたり、最大、最古の商社ジャーデン・マセソンが持ち株会社の本拠を香港からバミューダ（英領）に移転すると発表するなどの重要な出来事が相次いでいます。

（筆者は香港特派員兼務）

83年のシンガポール経済

在シンガポール日本大使館

一等書記官 武田 宗高

1. 概 説

1983年のシンガポール経済は、米国をはじめとする先進各国の景気回復と、住宅投資を中心とする政府の内需振興策に支えられ、対前年7.9%増（実質）の成長を達成した。これは、第二次石油危機に起因する先進国の景気後退の影響により6.3%の成長にとどまった1982年に比べ顕著な改善であり、1981年の9.9%成長には及ばないものの、年当初の暗い見通し（2～4%）からすれば、極めて順調な推移をたどったといえる。この成長を各部門別に見ると（表1、2参照）、前年に対前年比で△5.7%と大幅な落込みを示した製造業が、主として対米輸出の回復に伴う電気、エレクトロニクス関係及び産業機械、金属工業の好調に支られて2.1%とプラスに転じたほか、金融ビジネスサービス業が金融市場の活発化、株式市場の拡大により、前年の12.2%から16.3%と伸び率を高め、成長要因の3分の1を占めるにいたったことが注目される。一方、前年に35.6%の大きな伸びを見せた建設業は、83年においても政府の公共住宅建設前倒し等の政策努力により引き続き最大の伸びを維持したが、伸び率は28.2%と低下した。また、商業貿易、運輸通信もそれぞれ伸び率が鈍化した。

また、シンガポール政府がその向上に最も力を入れている生産性については、生産活動の活発化と相まった自動化、機械化の進展により、82年の対前年1.1%増から5.2%増と大幅に上昇した。

このような経済の現状に関し、シンガポール政府は、基本的には好ましい状況にあり、今後も世界経済なканずく米国経済の順調な回復が続けば更に一層の好転が見込まれるとしている。しかしながら、その一方で安易な楽観論を戒め、保護貿易主義の抬頭、米国財政赤字からくる高金利、国際金融危機等の不安定要因を指摘し、このような不確実な国際経済の中で

シンガポール経済が十分な国際競争力を維持し、良好なパフォーマンスを達成していくためには、より一層の生産性向上を図る必要があるとしている。

表 1.

各部門別伸び率 (対前年%)

	1981	1982	1983 p
製 造 業	9.7	△ 5.7	2.1
建 設 業	18.3	35.6	28.2
商業・貿易	5.7	5.9	4.4
運輸・通信	13.8	11.3	7.7
金融ビジネス サービス	19.0	12.2	16.3
その他サービス	6.0	9.4	8.4
総 合	7.9	6.3	7.9

表 2.

各部門別成長寄与割合 (%)

	1981	1982	1983 p
製 造 業	20	△17	5
建 設 業	8	26	21
商業・貿易	12	18	11
運輸・通信	23	29	17
金融ビジネス サービス	29	30	34
そ の 他	8	14	12
総 合	100	100	100

2 業種別動向

(イ) 製造業

82年第2四半期以降低迷していた製造業は、83年第1四半期に底を打った後、回復基調に転じ、年全体で対前年比2.1%増と82年の△5.7%から一転プラスに転じた。なかでも、フロッピーディスクドライバ、IC等エレクトロニクス、コンピューター関連製品の生産が海外市場の拡大により活発化した。また、セメント、レンガ、タイル等の建設関連産業は建築ブームの継続により好調を維持し、出版印刷、織り物、家具、石油精製等の生産が内外の需要増により増加した。一方、造船等の輸送用機器、繊維、木材加工は不振であった。

(ロ) 建設業

建設業は政府の住宅建設計画前倒し、MRT（地下鉄）工事の着手に加え、ホテル・ショッピングセンター、オフィスビル等民間部門の堅調もあって、昨年に引き続き最も高い伸びを示した。

い) 運輸、通信、観光

運輸通信関係では、陸上輸送が国内経済活動の拡大を反映して伸びを示したものの、世界貿易の伸び悩み等からくる海運の不振等により大幅に伸び率が低下し、対前年 7.7 % 増と、1975 年以来の一桁台の伸びにとどまった（82 年 11.3 % 増）。また、観光客はインドネシアの出国税引き上げの影響等もあって 285 万人と前年に比べ 3.5 % 減少し、ホテルの客室利用率も前年の 80.8 % から 75.5 % に低下した。

（二）金融ビジネスサービス

金融株式市場は活発な活動を見せ、金融ビジネスサービス部門の高い伸び（対前年 16.3 % 増）を可能とした。経済活動の拡大に伴い、製造、建設、貿易関連への銀行・金融会社による貸付、貸越が増加するとともに、株式市場における証券取引高は倍増した。

3. 雇用

83 年における雇用の伸びは経済活動の拡大にも拘わらず 2.6 % の伸び（82 年は 5.2 %）にとどまったが、これは主として製造業（△ 6.2 %）と運輸通信（△ 2.1 %）の人員削減によるものである。この結果、生産性は大幅に向上し、前年の 1.1 % 増に対し 5.2 % の伸びとなったが、なかでも、産出高の増加にも拘わらず雇用を手控え、減量姿勢を貫いた製造業において最も伸びが大きかった。なお年央時点での失業率は 3.2 % と、82 年の 2.6 % に比べ若干上昇した。

4. 物価、賃金

物価水準は極めて安定した状態を維持し、消費者物価は対前年 1.2 % の上昇、卸売物価は原油価格の低下等により 3.7 % の下落となった。また、83 年の賃金上昇率は、全国賃金審議会（NWC）のガイドラインで、10 ドル（シンガポールドル、以下同じ。）+ 2 ~ 6 % とされ、実績で 9.0 % と 82 年の 15.3 % から相当の鈍化を見た。

5. 財政・金融

83 年の公的部門は支出面で住宅投資、教育、訓練関係を中心に 15 % の伸びを示し、194 億ドルとなった。これに対し、収入面は景気の回復

を反映して順調な伸びを示し、全体の収支バランスは 82 年の 6 億ドルの赤字から 0.5 億ドルの赤字へと大幅に改善した。

金融面においては、①物価の安定、②経済成長維持、③輸出競争力確保という目標に沿ってシンガポール通貨庁（MAS）による金融調節が行われた結果、マネーサプライ（M1）は対前年 9 % の伸びとなった。これは物価の安定等を反映して 82 年の 13 % の伸びを下回っているが、成長通貨の供給としてはおおむね妥当なものであった。なお、金利水準は海外金利の低下と相まって順調に低下し、年末時点のプライムレートは 8.98 % となった。また、アジアダラー市場はその規模を拡大し、1,119 億 USD となった。

6. 貿易、国際収支

83 年の貿易量は数量ベースで 5 % の伸びを見せたものの、原油をはじめとする商品価格の値下りで、金額ベースでは 1 % の伸びにとどまった。輸出は、再輸出が生ゴム、機械、石油製品を中心に大きく伸びた（11%増 金額ベース、以下同じ。）ほか、米国等への非石油製品の輸出増加等により、4 % の伸びを示した。一方、輸入は原油価格の低下等により 1 % の減少となった。

以上の結果、貿易収支赤字は 15 % 縮小して 133 億ドルとなり、1977 年以来はじめて好転した。また、経常収支赤字は 20 億ドルと前年の 28 億ドルから大幅に改善し、総合収支は 22 億ドルのプラスで、前年の 25 億ドルのプラスから若干減少した。この結果、外貨準備は 18 億ドル増えて 198 億ドルとなった。なお、対外債務残高は微減し、8.7 億ドルとなった。

BASIC ECONOMIC DATA

	1960 ¹	1970 ¹	1980	1982	1983p
Area (sq km)	581.5	586.4	617.8	618.1	618.1
Population at Mid-Year ('000)	1,646.4	2,074.5	2,413.9	2,471.8	2,502.0
Annual Change (%)	2.4	1.5	1.2	1.2	1.2
Employment					
Employed ('000)	448.6 ²	644.2	1,068.9	1,140.5	1,167.7
Unemployment Rate (%)	4.9 ²	6.0	3.0	2.6	3.2
National Income Aggregates					
Gross Domestic Product					
At Current Factor Cost (\$m)	1,985.3	5,319.9	22,466.0	29,466.5	32,251.7
Annual Change (%)	9.8	15.2	18.8	11.1	9.5
At 1968 Factor Cost					
Annual Change (%)	8.7	9.4	10.2	6.3	7.9
Gross National Product					
At Current Market Prices (\$m)	2,189.0	5,861.1	23,312.9	31,046.5	34,485.9
Annual Change (%)	9.9	14.8	14.4	12.1	11.1
Per Capita GNP (\$)	1,329.6	2,825.3	9,657.8	12,560.3	13,783.3
Indigenous GNP (\$m)	na	4,989.9	17,921.7	24,972.2	27,600.2
Per Capita Indigenous GNP (\$)	na	2,405.4	7,424.4	10,102.8	11,031.3
Gross Domestic Fixed Capital Formation (GDFCF) At 1968 Prices					
Total (\$m)	219.9	1,712.0	4,494.1	6,415.8	6,912.5
Private	154.4	1,384.1	3,530.0	4,856.8	5,039.2
Public	65.5	327.9	964.1	1,559.0	1,873.3
Annual Change in %					
Total	21.7	11.3	20.1	23.3	7.7
Private	23.1	11.4	19.7	18.1	3.8
Public	17.6	10.9	21.7	42.8	20.2
GDFCF as % of GNP	9.4	32.2	41.0	47.7	48.2
Gross National Saving (\$m)	-52.3	1,129.7	7,641.8	11,643.7	13,846.0
As % of GNP	na	19.3	32.8	37.5	40.1
As % of GDFCF	na	59.8	79.9	78.7	83.3
Productivity Growth (% Change)	na	4.3	4.5	1.1	5.2
Index of Industrial Production (1978 = 100)	na	43.0	129.2	134.0	136.8
Annual Change (%)	na	12.1	12.2	-5.5	2.1
Money Supply (M1) (\$m)	na	1,574.3	6,134.7	8,156.8	8,607.7
Annual Change (%)	na	15.6	7.5	12.6	5.5
Interest Rate					
Minimum Lending Rate (%)	na	na	11.6	10.3	9.1

¹ Annual changes refer to averages for the decade.

² Census of Population 1957.

BASIC ECONOMIC DATA (Cont'd)

	1960 ¹	1970 ¹	1980	1982	1983p
Measures of Inflation (Annual Change in %)					
Consumer Price Index	1.2	5.6	8.5	3.9	1.2
General Wholesale Price Index	na	na	19.6	-4.2	-3.7
GDP Deflator	1.0	5.3	7.4	4.4	1.4
Trade					
Total Trade (\$m)	7,554.8	12,289.6	92,797.1	104,717.4	105,659.1
Imports	4,077.7	7,533.8	51,344.8	60,244.6	59,504.2
Exports	3,477.1	4,755.8	41,452.3	44,472.8	46,154.9
Domestic Exports	217.1	1,832.2	25,805.2	29,157.8	29,206.4
Re-exports	3,260.0	2,923.6	15,647.1	15,315.0	16,948.5
Annual Change in %					
Total Trade	4.2	20.2	34.0	2.1	0.9
Imports	4.8	19.9	33.9	3.4	-1.2
Exports	3.5	20.6	34.0	0.4	3.8
Domestic Exports	25.5	26.9	41.8	-1.0	0.2
Re-exports	-0.7	15.3	22.8	3.2	10.7
Terms of Trade (Exports/Imports)	na	na	109.2	113.1	110.6
Transport and Communications					
Vessels Cleared (Million NRT)	34.4	73.0	155.4	181.7	183.4
Seaborne Cargo Handled (Million FT)	11.9	43.6	81.0	95.7	100.1
Aircraft Landings ('000)	6.2	17.1	38.0	34.1	33.8
Telex Calls, Outgoing (Annual Change in %)	na	49.4	36.6	25.9	15.8
International Telephone Calls (Annual Change in %)	na	29.9	42.0	40.2	36.7
Tourism					
Tourist Arrivals ('000)	90.0	521.6	2,562.1	2,956.7	2,853.6
Hotel Occupancy Rate (%)	na	70.7	86.1	80.8	75.5
Balance of Payments					
Current Account Balance (\$m)	-244.7	-1,750.8	-3,349.3	-2,781.8	-2,019.9
Overall Balance (\$m)	140.1	564.8	1,433.8	2,517.5	2,237.7
Exchange Rate (Per US\$)	na	3.0942	2.1412	2.1400	2.1136
Official Foreign Reserves					
Total at End of Year (\$m)	na	3,097.9	13,757.7	17,917.9	19,755.3
Ratio to Merchandise Imports (months)	na	4.9	3.2	3.6	4.0
Public Debt at End of Year (\$m)	na	2,016.6	14,669.5	20,730.4	25,031.5
Domestic	na	1,842.8	13,732.5	19,855.7	24,359.9
External	na	173.8	937.0	874.7	671.6

シンガポール生産性向上プロジェクト

国際協力事業団
派遣専門家
石原 和夫

1. 経緯

昭和58年6月11日、日本政府はシンガポール国家生産力局(NATIONAL PRODUCTIVITY BOARD - NPB)との間に、今後5ヶ年にわたる日本側による技術協力覚書に領印しました。

この技術協力はアセアン人造り計画とも呼ばれておりますが、昭和56年1日、鈴木首相(当時)がアセアン諸国を訪問した際に、アセアン各国に人造りのためのセンターを設置し、我が国がこれに援助することを表明しました。

その後、日本およびアセアンとの準備会合、各国への事前調査団の派遣等を経て、各国の人造りセンターに関する計画が固まり、昭和58年からそれぞれの各国への技術協力が開始されました。

シンガポール政府は、この日本政府の提案を受入れて、技術協力の内容と対象を今回この国が重要な課題として取り挙げている生産性運動の推進

図表1

昭和56年 1月 鈴木総理(当時)アセアン諸国訪問の際「アセアン人造り協力」を表明

昭和56年 3月～4月 アセアン人造りプロジェクト第1回準備会合(於東京)

昭和56年 8月 シンガポールへの予備調査団派遣

昭和56年 10月 アセアン人造りプロジェクト第2回準備会合(於ジャカルタ)

昭和57年 11月 シンガポールへの事前調査団派遣

昭和58年 3月 シンガポールへの長期調査員派遣

昭和58年 6月 シンガポールへの実施協議調査団派遣及び合意議事録(Record of Discussion)署名

昭和58年 10月 長期専門家6名及びJICAコーディネーター1名派遣

昭和58年 12月 第一次無償資金協力交換公文(E/N)調印 8.1億円

特にその中心である人的資源の育成におき、その受入機関を労働省の外局である国家生産力局としました。＜参照図表 1＞

2. 背景

シンガポール政府は積極的な工業化を押し進め、ほぼ今日では完全に近い雇用と高い経済成長を達成しているが、さらに 10 年後には今日の日本レベルの国民 1 人当りの GDP 達成を目ざしております。

その為にも、今後とも生産性向上を継続する為には、生産性運動の推進と経営管理・人事管理等の技術を含む生産性向上技法の導入普及が不可欠であるとの判断から 81 年秋以降生産性審議会 (NATIONAL PRODUCTIVITY COUNCIL)、を設置し、また国家生産力庁 (NPB) を再編、拡大して全国的にその普及活動を展開しております。

3. 生産性運動の発足と生産性審議会の設置

シンガポール政府は 81 年 4 月生産性向上、労働態度、労使関係の改善を検討する生産性委員会を NPB 内に設置し、この委員会の勧告書を受けて、81 年 9 月より生産性審議会 (NPC) を設置し、国をあげて生産性運動を推進することになりました。

＜注＞この委員会は経営側、労働側、政府・学識者の三者構成で、NPB がこの事務局を担当している。会長は商工省の STATE MINISTRY で NPB の会長でもある DR. WON KWEI CHEONG で、日商からは水戸会頭、古新居氏、後藤氏の 3 名がメンバーになっている。

この勧告書の概要は次の通りであります。生産性向上のためには新技術の導入、経営管理技術の改善等も重要であるが、本委員会は人間的側面の向上を主とする生産性向上を推進、展開する。先ず第 1 頁に次のような日本的経営の特徴を、シンガポールで採用可能性の高い順に列挙している。

- (1) 仕事の充実、参加、勤労意欲等 (JOB INVOLVEMENT)
- (2) 小集団活動
- (3) 企業福祉 (福利厚生)
- (4) 企業への忠誠心、帰属意識
- (5) ボトム・アップ経営

- (6) 企業内労組
- (7) 職務拡大→多能工制度
- (8) 年功賃金
- (9) 終身雇用

そして、シンガポールで導入できるのは(1)～(4)で、(5)、(6)、(7)のボトム・アップ経営、企業内労組等は、導入に相当の時間を要するだろうと考えており、最後の年功賃金と終身雇用については一部の大企業では可能だろうが、それも中心となる従業員に限定されるだろうと述べている。

これらの人間的側面、特に当地の人が英国植民地の名残りもあって、従来まで全く無視しており、かつその価値を全く認めなかった分野を重視して、シンガポール勤労者の態度変容を狙いとするために各界に次のように勧告している。

(1) 生産性運動の開始

国全体の生産性運動に取り組むために、生産性審議会（NPC）を設置する。この委員会は 1) . この勧告書の実施・進捗状況の評価 2) . 国全体としての生産性向上努力の評価 3) . 生産性に関する方針・戦略提言を毎年行うこと等を目的としている。

(2) 生産性月間の設置

82年より11月を生産性月間として、この運動を国民大衆に普及させる。

<注> 83年11月1日の生産性月間記念行事で李首相は生産性とはパートナーシップ経営の別の表現であると講演している。

(3) 生産性運動の原則

この運動の原則と目的について次のように提言している。

<原則>

1. 生産性向上は雇用を増大する
2. 各企業は労使協力して生産性向上の具体策を検討し実施する
3. 従業員は生産性向上策に伴い再訓練を受ける。
4. 生産性向上の成果は経営者、労働者および消費者に公正に分配する。

<注> この4原則は日本生産性本部の3原則を取り入れている。

<目的>

1. 生産性向上や革新を受入れる環境の醸成
2. 経営技法の導入と開発
3. 従業員福祉
4. 労使協議制の普及、従業員の参加
5. 協力的な労使関係

4. 生産性運動の方向と具体策

これらの趣旨、目的をもって、委員会は次の5分野において各機関がそれぞれ取組むように勧告しており、これらは81年秋以降の新たな生産性審議会の発足をもって、国民運動として強力に推進、展開されつつある。

<図表2参照>

4.1 一般大衆教育

- (1) 新聞、放送を通じ、労働態度、参加、労使関係者の改善や革新・改善を受け入れる環境を作るために、生産性の重要性や必要性また意思疎通、チーム・ワーク、品質等の重要性を国民に周知、普及させる。
- (2) 初等教育においても協力やチームワーク精神を強調する。

<注>文部省が担当

- (3) シンガポール大学、南洋工科大学の学生に経営管理特に人事管理コースを全員に必修科目とし、かつ、技術系学生には現場実習を大巾に取入れる。
- (4) ポリテクニク、VITB、EDBのトレーニング・センターでも学生に生産性、経営管理、QCサークル等を学習させる。

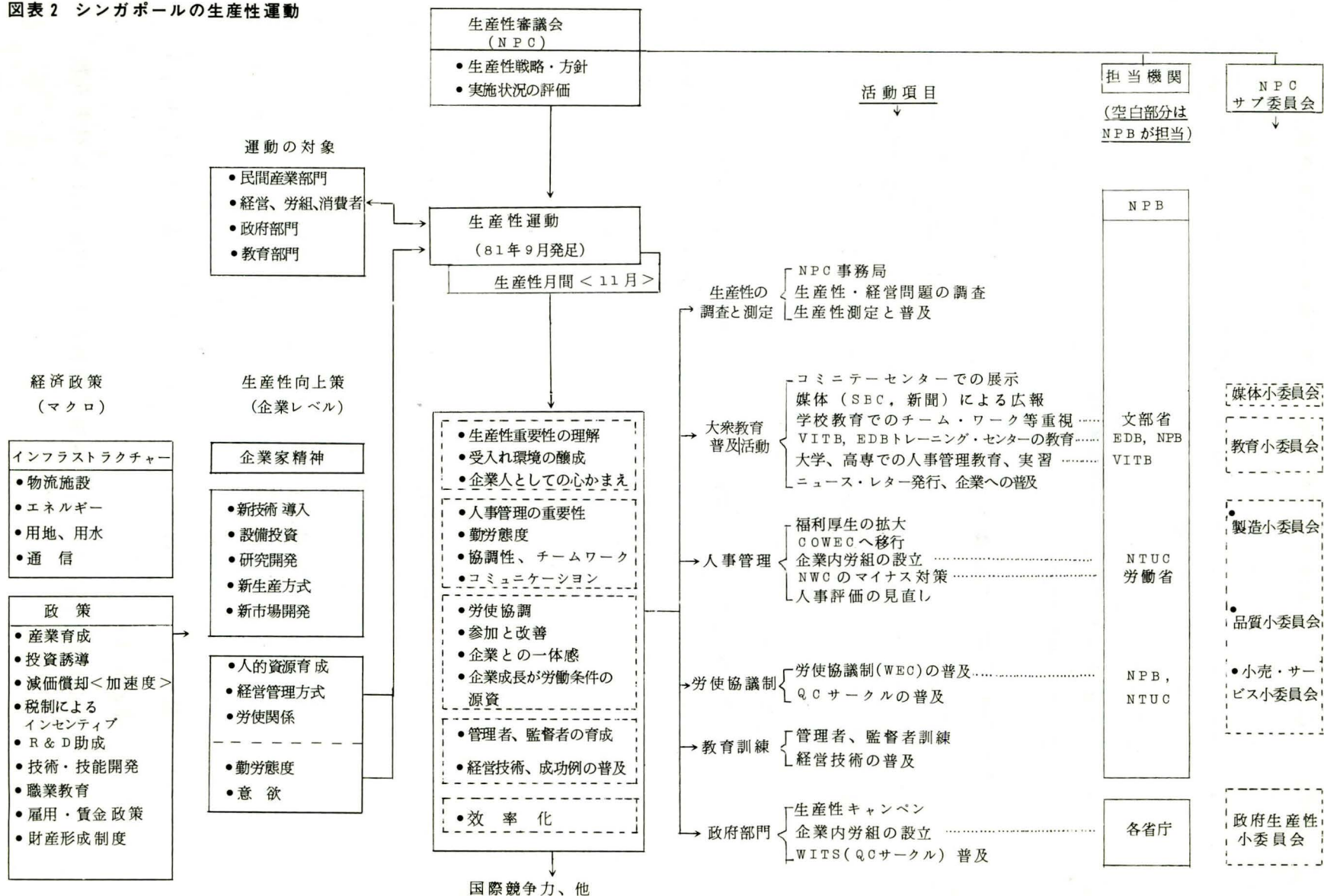
<注>既に大学、ポリテクニク、VITB等では、83年度から全面的に着手している。

- (5) 一般大衆に対しては、コミュニティー・センター等で展示等を行う

4.2 訓練と情報

- (1) NPBは管理者、監督者、現場作業員および労組幹部に対する教

図表2 シンガポールの生産性運動



育訓練を強力に実施する。＜注＞ 82 年現在 NPB の研修参加者は年間延約 7,500 名であるが、これを充実拡大して、5 年後にはこれを年間 15,000 まで拡大する目標を設定している。

(2) 企業経営の成功事例を広く周知広報させる。

4.3 企業帰属意識の醸成

(1) 企業業績とリンクしたボーナス制度や永年勤属者に対する退職金制度導入の奨励

(2) 会社側 C P F 拠出金を削減（10%）して、これを源資とする社内福祉制度（COMPANY WELFAREISM 略称 COWEC）を普及する。

＜注＞ COWEC 制度は現在 10 社が試行中である。

(3) 企業内労組の設立。ただし、①従業員数が多いこと。（500 人～1000 以上）②労使関係が良好で労組の財政的基盤が良好なこと③組合幹部が成熟していること等の条件を具備している所に対し企業内労組に再編する。

＜注＞これを受けて、NTUC は現在従来の産業別、クラフトユニオンから企業内労組の設立を積極的に推進しており、現在約 20 組合と云われている。NTUC 全国労働組合会議

(4) NWC（国家賃金委員会）の賃金勧告が持つ企業への一体感とか、業績へのリンク等に対するマイナス効果に対する改善案を立案する。

＜注＞将来方向としては、企業の生産性、業績と賃金上昇等の労働条件の改善をリンクさせる方向ではあるが、労使双方ともに受入れられる環境、条件の整備まちの状況のようである。

(5) 福利厚生等は企業によって提供されるべきであって、これによる定着性の向上を計る。

4.4 労使協議制の普及

(1) WEC（WORK EXCELLANCE COMMITTEE、業務改善委員会）を普及して、労使協議制の導入を計る。

＜注＞WEC とは、当地の労組員が英国と同じくワーカー中心であり、非組合員のワーカーや大学出のホワイト・カラーも多いことから、

労使協議制のシンガポール・タイプとして、経営者、従業員（組合員・非組合員も含む）による社内委員会である。その狙いは、社内の意思疎通、情報交換の改善および会社が現在直面している諸問題解決のために経営側、従業員協同で改善に取り組むことで、この WEC は NPB と NTUC がその普及に努力している。

(2) Q C サークルの普及と推進

4.5 政府の役割と効率化

- (1) 公共部門が生産性向上、勤務態度、人事管理で模範を示す。
- (2) 政府内に生産性実行委員会を設置する。
- (3) 公共部門における生産性キャンペーンを実施する。
- (4) 職員の人事考課の改善
- (5) 業務改善サークル (WITS で民間の Q C サークルに当る) の普及
- (6) 公共部門の企業内労組の設立

以上が勧告の概要であり、これを受けて N P C は現在 2 ヶ月おきに審議会を開催して、各機関による実施状況をチェックし、かつ新たな問題の検討と方向づけに行っている。この国の生産性運動の特色は政府部門も含まれていることである。公共部門の Q C サークル活動も非常に活潑であり、日本の第二臨調とも云える。

<注> 現在当国では、N P B へ登録している Q C サークル数は 1 2 6 5 サークルで、メンバー数は 9 3 5 0 名、実施企業数は 9 2 社である。

そのうち政府関係では、3 1 機関、サークル数 7 0 0、参加メンバー 5 2 0 0 名と民間よりも盛んである。(1 9 8 3 年 9 月現在)

5. 生産性向上プロジェクト(PDP)の概要

このように生産性運動を取組んでいるなかで、日本政府（国際協力事業団）とシンガポール政府が妥結した当国への技術協力の概要は次の通りである。

- (1) 対象機関：国家生産力庁 (N P B)
- (2) 期 間：1 9 8 3 年から 5 ケ年
- (3) 技術援助の内訳：

- 1 日本よりの長期・短期専門家の派遣、長期専門家 8 3 年 7 名、8 4 年以降 1 0 名の予定

2 研修生の日本への派遣

3 技術指導に必要な視聴覚機器、図書等の購入等

(4) 5ヶ年間のマスター計画

当初の3ヶ年間を準備・開発期間とし、主として1) 当地の産業、経営の状況調査のうえで、2) 生産性運動の定着化と普及促進、研修プログラム開発とNPB職員の指導に当り、後半の1986年87年の2年間は仕上げの期間としてNPB諸事業の充実と定着化が重点となります。

(5) 技術協力の対象分野

NPBが実施している諸事業のうち、今回の政府間協力の対象事業は次の通りです。

a. 管理者、監督者研修訓練

b. 人事労務管理研修と普及（労使関係、小集団活動）

c. 普及促進

d. 企画調査

e. 労働安全衛生

f. リソース・センター（視聴覚教材製作、図書館の充実等）

これらの6事業が対象となり、その各事業に、日本側専門家が助言・指導を行います。

6. 技術協力の内容

6.1 管理・監督者訓練

シンガポールの産業界を対象に特に(1)管理者・監督者の管理能力向上の研修、(2)各職能部門の能力向上を狙いとする生産管理、人事管理、経営計画等の研修(3)全社的な生産性推進、体質強化を狙いとする研修等のコース開発と講師陣を養成して、NPBの研修・訓練機能を強化・拡大する。

6.2 人事労務管理訓練と普及

この分野は労使関係を中心とする分野と小集団活動の分野に分かれる。

(1) 労使関係

労使関係分野の技術指導は、まず第一は、日本の労使関係が西欧型の対立関係から労使協議制を導入し、労使協調で今日の経済成長をもたらしたことから、まず(1)経営者、管理者、労組幹部に対する労使協議制の研修お

よび労使関係講座の新規開発と講師陣の養成であります。(2)次にこの労使協議制の普及、指導と労使間の会合開催、(3)労使関係の各種調査が含まれております。

(2) 小集団活動

81年からシンガポールでは小集団活動が積極的に普及しておりますが、小集団活動を一時的な流行に終らせることなく、これを根づかせる為にも(1)研修教材の充実と講師陣の育成 (2)情報交換、Q C大会の開催、Q C診断等研修の充実と普及活動の指導を行う。

6.3 生産性普及活動

生産性運動の普及啓蒙活動を当N P Bはこの2年間国民全体にその重要性を認識し、これが具体的な向上活動に結べる為の環境づくりを狙いとして広報活動を行っておる。この為の(1)マスメディアによる普及、ニューレター、月刊誌 (2)大学、職訓(VITB)への生産性教育への援助 (3)社内報の普及、(4)海外視察団の派遣等に対する指導・助言があります。

6.4 企画調査

この企画調査事業は、(1)生産性向上のための各種調査、(2)シンガポールに合致する経営技法の調査 (3)企業経営者の計画設定の指針となる生産性指標、経営分析の測定と刊行(産業別付加価値データ、企業の付加価値、現場レベルの物的生産性(能率、歩留り等) (4)生産性運動の方向づけの調査等であり、これらの事業は日本では生産性研究所、銀行調査部その他のシンクタンクに似た性格の機能であり、日本の経験をふまえたうえでスタッフの指導と育成に当ることになる。

6.5 安全衛生訓練

N P Bは安全衛生の分野においては、産業界各社の安全管理者を対象とする研修コースを充実させるが、日本側専門家はこれら研修教材の開発とインストラクターの養成を行う。

さらに、これらの指導を円滑に実施する為に、安全衛生関係の測定機器を資金援助し、ラボラトリー機能の充実を計る計画である。

6.6 リソース・センター(視聴覚教材製作、図書館等)の新設

(1) 映像教材の製作

ローカルの産業界に対する研修、普及用V T Rやスライド製作のための

諸機器を日本側の援助で設置すると同時に、製作スタッフの養成を行う。

当初は、日本および欧米の社員研修用 V T R、スライド等を購入するが、N P B スタッフが養成され次第自主製作に移る。また、ここで製作する教材は N P B の研修用 (2)一般大衆対象の啓蒙用 (3)一般企業への貸出用であり、N P B 内に一般企業対象のフィルム・ライブラリを設置する計画である。日本側専門家は製作の企画面と技術面にわたって指導する。

(2) 図書館機能の充実

P D P 計画では、現在の N P B の図書館をさらに充実、拡大する為に、生産性、経営に関する図書を約 1 万 4 千冊購入する。うち、1,000 冊は日本の経営実務図書が含まれている。＜注＞日商会員会社の積極的なご利用をお勧めします。

6.7 生産性、経営に関する日本図書の翻訳

日本の企業では、新入社員や管理者・監督者に日常の行動指針や体質強化、合理化のための特定テーマについて、社員手帳を配布したり、市販図書を配布して社員研修を行っているが、当国ではこの種の社員研修図書がないので、本 P D P では日本の生産性・経営に関する図書を約 100 冊選定して、順次これを翻訳のうえ引渡す計画である。

これらの翻訳図書は(1)N P B 主催の各種研修の副テキスト (2)各社の社内研修用のテキスト、補助教材 (特定テーマ例えば Q C サークル・メンバーに対する配布テキスト、監督者、管理者の自己啓発用図書、新入社員必携の行動指針等) (3) V I T B 学生に対する補助テキスト等として普及活用されることになる。

特に、現在 N P B、S D F が推進している企業内研修に、これらのテキストや研修用 V T R 等が効果的になる。

7. 結び

この P D P は N P B の機能の充実と拡大にあります。しかし、当国の進めているこの運動や人的資源の育成が一朝一夕で出来るものではなく、5～10 年または 20 年と長期間にわたることを考えると、日本側の技術協力は、とりもなおさず N P B スタッフの人材育成になります。すなわち、N P B スタッフをして(1)運動の推進者としての強い意欲を持ち、(2)産業界が

直面している生産性や経営問題、労使関係問題について頭でなく膚で理解出来るうえで、(3)産業界のニーズに立脚した各種研修の講師陣や生産性、経営問題の企画調査、普及活動等の実践的活動を推進して、(4)彼等自身で当国の将来を築く運動の推進と産業界の人材育成を推進できることであります。

しかし、このプロジェクトを進めるに当っては、83年11月以降僅か4ヶ月しか経過しておりませんが色々な問題がありそうです。例えば、

(1) 個人主義、物質主義、家族中心主義の人達をチームワーク、協調性のある企業人、組織人に育成すること。

(2) 政府の重点施策であるC P F、H D B等の財形制度、公共住宅制度の世界的レベルを越える充実によって、国家と個人の結がりが企業と社員よりはるかに強力なこの社会で、企業の成長と発展こそが雇用の維持、スキルの開発となることを理解させ、企業との一体感を持たせること。

(3) N W Cの賃金勧告で賃上げが決定する現状で、企業の生産性向上(パイの拡大)こそが賃金上昇、福利厚生等の労働条件の源泉であることを教育すること。

(4) 労働人口の5割が初等教育のレベルで、将来このワーカーを層を含む社員全体の底上げをはかって、企業独自の経営力の強化とスキルの充実に計ること。

(5) 企業が産業社会の中心的役割を占めることの理解不足の現状のなかで、企業家精神に富む企業経営の拡大と成長を期待すること。

その他、国内の貯蓄—資本投資が民生部門や商業部門へ投資されていること等々色々な課題がありそうです。しかし、この国の過去の施策が今日の繁栄をもたらしていることをまなかにいたしますと、相当の期間を要するでしょうが、日本としても全面的に協力すべきプロジェクトでありますし、また会員各社の皆様のより一層のご助言、ご協力を期待する所であります。

〔筆者は日本生産性本部より出向〕

食品市場に於るInstant Ramen の位置付け

日清食品 笹原 研

インスタントラーメン。この日本で生まれた食品は、今や世界中で年間80億食とも100億食とも言われる膨大な消費量となっていて居り、いまだ世界的に成長マーケットと考えられる。一体、何故ここまで急速に浸透し得たのか、否、浸透し得るのかを考えてみたい。1958年に世界で初めてチキン・ラーメンを完成させ、日本の市場導入を成功させた安藤百福（現日清食品会長）の商品は、何故世界的商品まで成長し得るのかをマーケティング論より考察すれば、どのようになろうか。

1. PRODUCT CONCEPT（製品概念）

主食ないし準主食的性格を持つ商品である限り、消費者に受け入れられる為には、第一に、「おいしい」と言わせねばならない。そして、一般の消費者に広く流布する為には、価格帯が「安い」と判断され、食後に満足感を味わせることが基本的条件である。この3大要素に加え、いかに栄養価が優れ、衛生的であるかにより、一応商品となり得る訳である。しかし産業的に生産し、長期間の市場形成を有するには、加工食品独自の「商品概念」を確立しておかなければならない。インスタント・ラーメンでは、「簡便性」と「保存性」という概念を商品化している訳である。この独自の概念を論じてみたい。

高度大量消費時代の「簡便性」

典型的な一時代前の米国人として、世俗的ピューリタンのBenjamin Franklinは、“Time is money”として米国的時間の重要性を指摘して居り、合理性を強調した近代人であった。16世紀のピューリタンの職業倫理の結果としての財の蓄積（所謂、ヨーロッパ的資本主義の精神原流）を、その後裔のB. Franklinは、目的としての財の蓄積として、それを時間に求めた経済人であった。安藤は、自らの人生哲学として「時は命なり」「時はエネルギー

一なり」と日頃、社員に言い続けている最も近代的な発明家経営者の1人にあげられよう。まさにインスタント・ラーメンもインスタント・コーヒーも存在しない、戦後の日本で、どうしてインスタント・ラーメンの様な、近代的製品コンセプトを生み出し得たかは、興味あるテーマとしても、この商品コンセプトそのものが、明確に確立していたからこそ、その後何十年間という商品寿命を維持し続けているに違いない。安藤の生み出したラーメンは、それが単なる日本経済の大量消費時代の波に乗って、マスプロ、マスメディア、マスセールによって今日あるのではない。例えるならば、飛行機が空を飛ぶのは、本質的にその Aircraft が飛ぶように設計されているからであり、ガソリンでもって飛んでいるのではない。エネルギーそれ自体は、代替可能でも、飛ぶ構造は、変化ないと似ていよう。

インスタント・ラーメンの近代的製品コンセプトとは、「時間の概念の製品化」と指摘されよう。この概念を製品化したことにより世界的な意味での普遍妥当性を持つことに成功したと言えよう。

Instant foods とは、完成された商品としてののみ Instant foods なのであり、緻密さを欠除した製造工程とは何ら関連性も持たぬものである。Home made cooking が味がよく Instant foods が味が悪い云々は、単なる趣味の問題であり、人生哲学の相違であろう。高度に経済発達した米国や日本の社会では、「産地直送」「Air Flown」等の売り手側の宣伝フレーズは、消費者に何やら懐かしさをかもし出し、付加価値を与えている。これは、魚を本来の魚として食することが非常に困難になってきていることを端的に示すと同時に経済機構が高度に複雑化してきていることを意味している。経済機構の複雑化は、一方では、自動化、マニュアル化を促進する結果、製品としての均一化を生み出すことになる。米国の生んだ世界的ファスト・フードのマクドナルドバーガーにその一端を見ることが出来る。アメリカの子供にとって魚とは、“File-O-Fish”の様な正方形かも知れない。魚の姿は、単なる観賞用としてのそれであり、食する時の魚は、正方形でなければならないかも知れないのである。

経済成長の速度は、日常の生活に於る時間的制約を増加させ、便利性、

簡便性を求めざる得ない状況を作り出して行く。好むと好まざるとに係わらず、簡便性に価値を見い出さざるを得ない所に、高度大量消費時代の本質があろう。

INSTANT の 意 味

海の魚を都会の人間が、魚肉として食するまでの時間と工程は、かなり複雑であり、大変なエネルギーがそこで消費されている。消費者が手軽に美味しく食することと、その商品の製造工程は、きわめて対照的である。このギャップが大きければ、大きい程、Instant foods としての付加価値は高まることになる。インスタント、ラーメンの本質は、まさにこの点にある。

安藤が市場導入した時の商品は、なんと「湯を注ぎ、2分で食せる」という、驚くべきものであった。しかしながら、あまりにも手軽に食せるものを市場導入した為に、消費者は、製造工程に要する時間とエネルギーを考慮せず、手軽に食せるものは、手軽に製造されるであろうとの誤解を生ずるに至る訳である。主婦が Home Made ラーメンを食卓に載せるまでの調理時間と安藤の2分間とは、まさにショッキングな程の差であった。調理時間の差こそまさに「時間の製品化」であった。安藤は、主婦との対話で次のように言っている。「あなたの一生で何回インスタント・ラーメンを食されるか知りませんが、食された回数を、もし御自分でお作りになった場合との比較をなされば、大変な時間的節約をなされたことにお気付きになるはずです。場合によっては、その時間で一大事業をなし得るか知れません。時間は、後戻りしませんが、活用方法によっては、累積したエネルギーになります。」

Instant という用語は、外来語としての日本と英語国民との間に大きな概念的差があるように思われる。日本では、Instant という語を使用する時、なんとなく「粗雑で安っぽい、信頼性の無い」という意味を持っている。例えば、「インスタント文化」「インスタントな勉強」「なあーに、これはインスタントですよ」という具合である。しかし米国での Instant という語は、moment, point of time, requiring little preparation の意味であり、

それ以外のなにものもない。従って、Instant culture とか Instant study 等の日本的英語は、概念的に存在しないと言ってよい。Instant は、あくまで「時間の早さの概念であり、早いから粗雑なのではなく、早いから便利なのである。そこには、全くマイナス要因 (negative connotation) の概念がない。この意味で Convenience と完全に同義語となる訳である。粗雑で安っぽいという語は、通常 cheap である。一昔前、米国人の会話の中に cheap の代名詞として “It’s just made in Japan” というのがあったが、Instant という sound はまさに早くて便利という概念であり、It’s just instant ということを cheap の代名詞には、使用できない。

日本独自の Instant 概念をインスタント・ラーメンは、払拭しきれていないことは、大きな問題と言わざるを得ない。同じインスタントを冠しながらこの点を見事に乗り越えたのは、フリーズドライ・コーヒーであろう。フリーズドライ・コーヒーは、概念的に完全な Instant coffee であるが、Instant を Freeze Dried と、製法を前面に打ち出したことにより、日本の消費者の概念的付加価値の発掘に成功している。日本での Instant という表現を give up したようである。

インスタント・ラーメンは、宿命的に日本の概念を持ちながらも、その本質的製品概念の堅固さ故に、日本で大市場を形成した。安藤のインスタント・ラーメンが、それこそインスタント製造による、粗悪品であったれば彼の会社は、何年も前に消滅していたであろう。現実には、One of the Excellent Companies の道を辿って今日に到っている。当然ながら、粗悪品で安藤に対抗した会社は、ことごとく消滅して行った。インスタント・ラーメンの本質を見落とし、Instant に製造した為に、消費者より背を向けられたと言えよう。消費者の選択眼は、たとえ言葉で何と表現しても、最終的には、常に本質を見通すバランス感覚を持っているからである。

2. INSTANT RAMEN の市場背景

先進諸国の大都会は、24時間休むことなく活動する世界である。かつて、南洋諸島の村と同様、規則正しい食生活を行っていたであろう人々も、経済発展の度合により、その規則に大きな変化を余儀なくされてきている。

加工食品の本質は、本来の食物の味を損うことなく再加工し、食卓に再現させることである。例えば、チキンスープを口にしたい時に、チキンそのものを入れて作ったスープを飲めば消費者は、最も高い満足度を得られよう。しかしこれを加工食品に於ては、チキンのエキスを無駄なく抽出し、本来の味を保ちながら、より多くの消費者が食せる様に経済的に加工される。その時は、すでにチキンの原形は存在しないものになる。消費者は、本物のチキンスープを飲む為に支払う価格より、はるかに少ない金額で、無駄なく消費できることになる。ビタミンを摂取するのに、オレンジ1個食べれば済むことが、いまやビタミン剤で済ましてしまうと同様に、あらゆるものが、加工され、その原形を留めるものは、非常に少なくなりつつある。

カナダのウィニペグの住民は、新鮮なエビなど食することを何年も前に give up している。しかしエビを食べたい欲求が消滅したのではなく、常に潜在需要（欲求）として残って居り、これにどのように加工食品側が対処して行くかが問題となる。ここに食品加工業の基本的存在理由があろう。経済発展は、消費者を限られた fresh foods の世界から多種多様な processed foods の世界へ移行させて行くと言えよう。

製造者にとり、いかに processed foods を fresh foods に近い味にするか、そして消費者にとっていかに fresh foods の味に近い processed foods を見つけるかが、大きな問題となる。製造者にとっての品質問題とは、まさに消費者が食してみて、fresh foods 的においしと判断するかどうかであろう。

Dehydrated Foods と して の Instant Ramen

processed foods の需要は、膨大である。世界的にその需要にどのように製品開発を行ってきたのか、又その為の技術革新をどのように展開してきたのだろうか。

最もすぐれた方法として欧米で開花したものに Canned foods と frozen foods を上げられよう。いずれも一長一短を持ちながら世界的規模で需要開拓に成功した例であろう。この二つの技術革新とは全く別の方法として、それこそ人類の歴史とともに古い、Dried foods がある。この分野は、いたる所

で人間の生活の知恵として考案されたものであるが、長らく産業化されな
いでいた。

食品分野での Dehydration 技術は、約 15 年前、米国で開発産業化され
た freez Dried process がある。この freez dried 製法は、原形を損うことなく
熱湯で再生する技術として、当時、未来の食品として脚光を浴びた。しか
しコスト的問題を抱えたまま、長らく限られた User へ使用されるに留り、
一般に流布したものには、いまだ成り得ない現状である。コーヒーの様な、
嗜好飲料としての活用その他はあっても食することによって満足感を味わ
える canned foods, frozen foods 等とは、その使用範囲が異なる。言わば、素
材の使用方法が一般的である故に、消費者には、なじみが薄いと言えよう。

一方、安藤の発明した、油熱乾燥技術とは、水分を油熱ではじきとばし
て乾燥させ (Dehydration) 再度、湯熱でもとにもどすという独創的なもので
あった。この Dehydration により、再生時の簡便性、商品としての保存性、熱
処理による殺菌過程 (衛生性)、油熱を利用することにより、油のうまみ
を製品に吸収させおいしさを具体化すること等に成功した。しかもこの技
術を近代的大工場で産業化することにより、驚くべき価格で消費者に提供
できた訳である。しかも、この技術的成功は、米国の freez dried 製法より
さらに 10 年も前のことであった。Instant Ramen は、世界で初めて産業化さ
れた一般消費者向けの Dehydrated Foods の商品化であった。

Canned foods, frozen foods 等が世界市場で受け入れられると同様の意味で、
この Dehydrated Foods は、Instant Ramen という個性的製品でもって、世界的
大市場を形成し得る必然性があると思われる。

会員懇親パーティを開催

シンガポール日本商工会議所



シンガポール日本商工会議所は3月13日（火）マンダリンホテルにおいて会員懇親パーティを開催した。当日は、深田大使ご夫妻、Fan Kai Chang JUGAS 会長をご来賓にお迎えし、会員並びに奥様方約400名の参加を得、大盛況であった。

同懇親パーティは豆原総務担当理事の司会の下で進められ、会員各位の相互交流を深めた。以下は、当日における水戸会頭の挨拶要旨である。

水戸会頭挨拶（要旨）

本日ここに、シンガポール日本商工会議所主催の会員懇親パーティを開催致しましたところ、かくも大勢の会員の皆様方にご参加頂きまして誠にありがとうございます。

とくに在シンガポール日本国特命全権大使、深田大使ご夫妻におかれましては、大変お忙しいにもかかわらずご来賓としてご参加頂き、本日のパーティをより一層意義あるものとして頂きましたことを厚く御礼申し上げます。

当初、せめて年に一度は会員各位が一堂に会し、懇談する機会を持てればと願って企画致しましたこの会員懇親パーティも早3回目を迎え、年を追うごとに盛会になってきておりますことを大変嬉しく思います。同時に今後、この懇親パーティが恒例行事として定着し、会員相互の親睦をより一層深めるのに役立つことを切望致します。

本日は我々の良き友人であり、良きアドバイザーであり、又大学の先輩としておつき合い願っている元日本留学生が230名位おられますが、この元日本留学生協会の幹部の方々をご招待いたしております。又、日頃色々な面でお世話になっている報道関係の方々もご招待申し上げております。

さて皆様、既にご高承のとおり、リー・クアン・ユー首相が“日本の経済発展の経験に学ぼう”と提唱されて以来、当地の日本に対する関心は飛躍的に高まるとともに、現在、日星両国関係は非常に良い関係にあります。このような情勢を背景にして、今や8百社を超える日系企業が当国に於いて様々な分野で活躍しておられ、当日本商工会議所の会員も440社を数え、ここ数年、海外日本商工会議所として、法人ベースでは、第一位を続けております。



こうした中で在星日系企業に対する当国政府、地元経済界の期待は一段と高まりつつあります。換言すれば、今後においては単に個別企業の発展

のみならず、当国政府並びに当地社会の要請を踏まえて行動し、シンガポール経済の発展と日星両国の友好関係の増進に貢献することが強く求められることになると思存します。

このようなシンガポール側の期待なり要請に応えていくには、当国政府、地元経済界、その他関係機関との意思疎通に積極的に努め、協調を図ることが大切であります。ところが、こうした課題の達成は、一進出企業、邦人では困難な面が多いことはもとより、在星日系企業が一丸となって取り組むべきであり、やはりその中心的役割を担い得るのはシンガポール日本商工会議所において他にないのではないかと思います。

こうした要請に応えるべく、本商工会議所は当国政府、シンガポール商工会議所連合会、中華総商会等との懇談を通じて相互交流、理解の増進に努めて参りました。そして今や名実ともに日系企業を代表する機関として、生産性向上、労使関係その他もろもろの問題についてシンガポール側からの接触が頻繁になってきておりまして、地元シンガポールにとりましても極めて重要な組織として発展して参りましたことは、ご同慶のいたりでございます。

本日のこの日本商工会議所の親睦会の機会を得まして皆様に2、3の報告及びお願いをいたします。

先ず第一に日本の労使関係を当国の方々に紹介し、当国の企業の発展のお役にたてたいと思ひまして、日本労使関係セミナーを年に2回、向う5年間、シンガポール日本商工会議所が日本在外企業協会本部の協力を得て行うことを理事会で決議いたしました。

その内容は、毎年7月にシンガポール各界の人約20名を日本に送り、10日間日本で日本社会を見ながら、日本労使関係の権威者によるセミナーで研修してもらう。又、11月の当国のProductivity Monthには日本から有名人を当地へ招へいして当国でセミナーを行う。

これに要する費用は、当商工会議所と日本在外企業協会が負担すると云うものでございまして、日本の労働省及び当国の国家生産性審議会Chairmanの Minister of State for trade & Industry Dr. Wong の強力な支援を得ております。

第2番としましては元日本留学生の方々により一層日本を理解していただき、日星の交流を深める意味におきまして、元日本留学生の方を半年或是一年間日本へ再留学していただく制度をつくっていましたが、京都大学を卒業され、NEE ANN POLYTENICの電機工学部の講師をしておられるMr. Lockを日立製作所株式会社のご協力を得て高度技術の研修に日立市の日立製作所へ先月2月4日派遣いたしました。皆様方JCCI会員の力でこのような人作りのご協力が出来、具体的な日星交流を推進して行けることは誠にご同慶にたえません。喜んでご報告いたします。

第3としましては目下、当シンガポールにおいては高度技術・高付加価値型産業構造への転換が重要課題となっており、この過程で生産技術や経営管理技術の移転に関して、従来に増して在星日系企業への期待が高まっております。こうした期待そえるよう在星日系企業が相互に協力し、一丸となって取り組むことが必要であります。この意味でより多くの日系企業、願わくば全ての在星日系企業が当商工会議所にご加入いただき、在星日系企業の総意と英知をもって新たな局面に対処していきたいと願っております。もし本所に未加入の日系企業の方をご存知でしたら、その加入促進方にご協力頂きたいと存じます。

最後になりましたが、今宵は日頃内助の功を果されている会員各位の奥様方にも多数ご参加いただき、厚く御礼申し上げます。

本日は、皆様方が相互に交流を深めて頂きますために開催した懇親パーティでございますので、お時間の許す限りご歓談願いたいと存じます。

ありがとうございました。



理事会の動き

1984年3月13日(火)

午後12時30分

議事に先立ち熊谷組の古田理事の転勤あいさつおよびJOEAの辻オブザーバーの帰国あいさつがあった。

議 事 :

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審 議 事 項

(1) 商工会議所活動の活発化と組織強化について

部会活動の現状と今後の抱負について、各部会長より以下の通り報告があった。

(第二工業部会) 井手副部会長報告

理事会の情報を部会員に伝達することにより部会員に会議所活動をよりよく理解していただく一方、必要に応じて部会の意見を理事会に提案していきたい。また、部会運営に関するアンケート調査結果にもとづいて、とりあえず福利厚生問題に関する実態調査を実施することになっている。この調査は他の工業部会と共同あるいは会議所全体として実施してはどうかと考えている。

(第三工業部会) 竹内部会長報告

当部会では労働者を多数雇用している企業が多いことから、労務問題についての関心が強い。このため従来から昇給、労働力不足、CAの改定等について情報交換しており、今後は他部会との情報交換も検討したい。また、新年度においては海外の日本人商工会議所と労務問題を中心に懇談することも企画している。

(貿易部会) 松延部会長報告

共通問題少なく、どのように運営すべきか検討した結果、今後TDB

との話し合いを部会活動の中心にしていきたいと考えている。とりあえず第1回目のTDBとの懇談会を3月14日に開催する予定である。

(金融・保険・運輸・通信部会) 大島、関端各部会長報告

両部会とも共通テーマが見付けにくいといった部会運営の難しさが報告される一方、何らかの方法で部会員相互の懇親を深めることを検討したいとの考えが示された。

(流通・サービス部会) 稲森部会長報告

部会員33社の業種は雑多であるので、共通テーマを絞りにくい。そこで、部会員がとにかく集まることに意義があるとの考えにもとづいて、当面話題提供型あるいは教育型の講演会を3カ月に1回程度開催していきたい。

以上の報告後、三森理事より各工業部会の代表者が集まって共通テーマを決め、共同してデータの収集にあたってはどうかとの意見があった。また、水戸会頭から各部会の意見を部会担当理事を通じて理事会に伝えていただくようにしてほしいとの要請があった。

(2) 会員格付基準の見直し

高橋組織担当理事より、本所財政基盤強化の一環として、配布資料の通り会員格付基準を見直し会費増収を図りたいの提案があった。同提案について審議の結果、新会員格付基準(案)第2条におけるAとB会員の分類規定を明確にすることを条件に同会員格付基準(案)が承認された。(別紙参照)。

この他、未加入企業に対して会員加入勧誘状を近々送付する旨高橋理事より説明があった。

(3) 部会担当理事の変更について

次の通り部会担当理事の変更が承認された。

(運輸・通信部会)

吉 村 晃 理 事 (日 本 郵 船)

↓

加々尾 一 弘 理事 (大阪商船三井船舶)
(建設部会)

古 田 孝 行 理事 (熊谷組)



齋 藤 尚 武 理事 (熊谷組)

- (4) THE FIRST NATIONAL SKILLS COMPETITION の WINNER の日本
派遣に関する VITB からの要請について

VITB への本所代表である今中理事より標記の件について説明が
あった。審議の結果、本所に対する要請の背景、要請の具体的内容
等を確認したうえで後日再検討することとなった。

- (5) ロサンゼルス・オリンピック・アジア/オセアニア地区第二次予選
における日本チームへの支援について

高橋理事より、「日本サッカー協会平井会長名にて本所に標記依
頼がくることになっている。具体的には試合当日できるだけ多くの
人達に応援してほしいとのことのように、入場券は各自ご購入
いただくことになるのでよろしくお願いしたい」との発言があった。

3. 報 告 事 項

- (1) 1984 年 N W C 勧告に関する本所意見の提出について

標記意見書を配布資料の通りとりまとめ、3 月 5 日に N W C 事務
局へ提出した旨事務局より報告した。

- (2) 部会・委員会等開催報告

① 委 員 会

2 月 16 日 (木) 経営研究委員会

2 月 28 日 (火) "

3 月 5 日 (月) "

3 月 1 日 (木) N W C 委員会

3 月 9 日 (金) 広報委員会

② 懇 談 会 等

2 月 22 日 (水) 盛田ソニー会長セミナー

2月23日(木)	日本油圧機器組一行
"	企業内福利制度に関するNPBアドバイザーとの懇談
2月28日(火)	会員講演会
3月6日(火)	運営担当理事会
	明治大学高崎ゼミ一行
3月9日(金)	PQRに関するNPBアドバイザーとの懇談
3月12日(月)	山一証券一行

4. 入 ・ 退 会

高橋組織担当理事より、下記の入退会が報告され、審議の結果、次の通り決定した。

(1) 入 会 (2 件)

** MITSUKOSHI SINGAPORE PTE. LTD. " A "

** NIPPON ELECTRIC GLASS CO., LTD. " A "

(2) 退 会 (5 件)

** JAPAN OVERSEAS ENTERPRISES ASSOCIATION.

** INTERNATIONAL WOOD PRODUCT LTD.

** JAPAN LINE, LTD.

** MR. T. HOSAKA

** MR. Z. YAMASHITA

5. 会 計 報 告

吉永財務委員より1984年2月分の会計報告があり、異議なく承認された。

以 上

3 ～ 4 月の主な経済記事

- 19 日 。シンガポールには今日、永住権所持者（13万人）を含めて15万人の雇用パスを所持する外国人が居住している。

ジャクマール労相兼内務及び法務担当国務相は13日の国会予算審議の席で答弁し、以上の消息を明らかにした。

同相はシンガポール政府が専門の職業資格や特別の技術を持つ外国人に対しては、雇用パスの発行に際し引き続き開放的政策を堅持していく方針であるとするともに、雇用パスの申請処理に当たって決して二重の規準を適用することはないと強調、ただ申請者の職業歴や資格に疑問がある場合には、当局の関係部門間で協議を行わねばならないと述べ、多国籍企業からの同申請の処理に際しては、移民局では引き続き柔軟に対処していく方針であると語った。

同相によると、労働省は昨年この他、芸能人や当地で開催される会議やセミナーの出席者等に対する5392件の臨時雇用パスを発行した。

- 20 日 。シンガポール国際商業会議所（SICC）のまとめた外人生計費指数（EPI）によると、同指数は昨年2.9%の上昇率にとどまり、82年の上昇率7.9%を大幅に下回った。同指数は1975年4月を基準（指数100）としている。

費目別では、運輸通信費が約14%、教育費が約8%と高い上昇率を示したのに対し、食費は82年12月の指数153.10に対し83年12月には155.40とほとんど変化がなかった。また総合指数に38%のウェートを

占める住居費は家賃の動きを反映して昨年4月に指数195.3のピークに達した後、12月には186.6まで下がった。この昨年12月の指数は前年同月をわずかに上回るだけの水準となっている。

EPIは1975年4月に行なわれた月収3000～5000Sドルの在留外国人家庭に対するサンプル調査を基礎にしており、住居費が総合指数に38%のウェートを占めているので、総合指数の動向は家賃の動きによって大きく左右される。

これに対し、統計局から毎月発表されている消費者物価指数(CPI)は1977年9月～78年5月のシンガポール人の家計支出を基礎(指数100)としており、食費が49%と大きなウェートを占めている。ちなみに、昨年12月のCPIは前年同月比1.5%の上昇となっていたので、EPIはCPIのほぼ2倍のペースで上昇していたことがわかる。

SICCでは、昨年の外人生計費指数(EPI)上昇率は交通費、輸入商品および教育費の激しい上昇によりCPI上昇率を上回る傾向を示した、と説明している。

なおSICCでは家賃・交通費・教育費・医療費が会社負担となっている外国人のために、これらの費用を除外した(但し公益費を含む)代替EPIをも発表している。この代替EPIは昨年3.3%の上昇率を示している。

- 21日。修正銀行法が3月9日に施行され、銀行業務への規制が強化された。しかし修正規則のうち、大口顧客への信用限度規制については2年間の猶予期間が設けられている。

従来、銀行は単一の借り手または関連借り手グループに対して資本(capital fund)の60%まで信用便益を供与できるとされていたが、修正法のもとでこの限度

額が30%までに引き下げられた。これは銀行の信用供与先を広く分散させ、預金者を保護するための措置と説明されている。

しかし、MAS（金融管理局）がこのほど各銀行宛てに送付した銀行法修正規定に関する説明書によると、各銀行はこの30%信用規定を満たすまでに2年間の猶予期間が与えられ、さらに、既存融資契約により所定の2年間に完済されない長期ローンについては猶予期間の延長が認められる。

また、MASの定義によれば、資本（capital fund）とは地元銀行の場合には株式主資総額（資本金と準備金の合計）を意味し、外資系銀行の場合にはシンガポールにおける投資額と留保利益を意味し、海外本店その他の海外センターに保有する資金は対象外とされる。

対象となる信用便益（credit facilities）には国内ローンを含み、オフショア・シンジケーション・ローンとアジアダラー市場におけるローンを除く。また、シンガポールからの輸出入貿易に対する銀行の貿易金融は規制の対象に含まれないが、その他のタイプの信用便益（長期ローン、貸越、コールローン、一般保証）はその対象に含まれる。

銀行法はMASに対し各銀行の資本の30%を越え100%までの信用供与を認める権限を与えているが、MASの現在の厳しい政策と慎重な銀行経営を重視する姿勢から見て、MASが30%を越える信用供与を認める可能性は少ない。

さらにMASの最近の説明書によると、“関連借り手グループ”には親会社とこの親会社が20%以上の権益を有する子会社および関連会社を含む、と定義されている。

M A S の説明書には、このほかの銀行法修正条項についても説明されている。

それによると、修正法のもとで銀行は M A S の事前承認なしに同一会社の 20 % を越える株式を取得することを禁じられてが、この規定は慎重な銀行経営を奨励するとともに、M A S に対し銀行の企業株式取得を規制する権限を与えるものである。これにより銀行は本業と調和しない分野に業務多角化したり、一般企業に過度に資本投資することがないよう規制される。

もう 1 つの修正規則は、何びとも M A S の事前承認なしに同一銀行の株式の 5 % 以上を取得することはできないと規定しており、これにより M A S は地元銀行が一部の個人株主によって支配されるのを防止する権限を与えられている。

21 日 。ジャクマール労相は 19 日の国会答弁で、政府が 12 時間労働制を推進していく方針を重ねて明らかにした。

12 時間労働制には宗教団体や国立シンガポール大学 (N U S) 学生の中から労働者の健康な生活を損なう恐れがあるとして反対意見が提起されていたが、この日同制度に対する労働省の意見を問われた労相は、同問題に関しては国民の間に多少誤解があるとし、同制度の主旨を要旨次のように説明した。

12 時間労働制の下でも、労働者は決して毎日 12 時間働く必要はなく、その労働時間は 1 週間 44 時間に制限されている。

同制度の下、労働者はより多くの休日を享受でき、会社はより有効にその工場設備を利用でき、国家経済にとっても生産性の向上が達成され、各方面皆その恩恵に浴すことができる。

同相は以上のように同制度の長所強調したが、すべての業種が12時間労働制に適しているわけではないとし、その採用に際しては雇用主と従業員の間で事前によく話し合う必要があると補足した。

- 26日　。金融会社の広告に対する規制が強化され、違反者に対する罰則規定も設けられた。

金融管理局(MAS)はこのほどゴー・ケンスイ第一副首相兼MAS局長の署名のもとに“広告の規制”と題する通達を各金融会社へ送付した。

これによると、金融会社の広告は大統領とその一族、政府官庁、法定機関あるいは公共建築物の愛顧・引き立てを得ていることを示唆してはならないこと；攻撃的、無責任あるいは誇張的な表現や、人を誤って導いたり、知識や経験の不足につけ込むような表現を含んではならないこと；他社の信用を傷つけたり、不公正な比較を行なうようなコピーを含んではならないこと——などが規定されている。看板広告も規制対象に含まれる。

規制に違反した場合、初犯で1000Sドル以下の罰金、再犯の場合には2000Sドル以下の罰金または6カ月以内の禁固またはその両方の刑に処される。

従来の広告規制では、金融会社は各広告案件ごとに20Sドルの料金を納めてMASの許可を得なければならなかったが、違反に対する処罰規定はなかった。新規則ではMASは1年間有効の一括広告許可を申請企業に対し300Sドルの料金で発行することになる。

MASが金融会社の広告にこのような詳細ガイドラインを明らかにしたのは初めてのこと。これにより、金融会社業界の自主規制が促進されるとともに、広告1件1件について許可申請。処理を行っていた従来の方式に比べてMAS・金融会社の双方にとって手続きが簡素化することになる。

広 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (10TH APRIL 1984)

* HIROSE & CO LTD (Singapore Branch Office)
Mr. S. Nakagawa (Director/General Manager)
10 Anson Road #29-13
International Plaza
Singapore 0207
Tel: 2250401

* NIHON-ASIA SHIPPING (S) PTE LTD
Mr. Y. Kimura (Shipping Manager)
16 Raffles Quay #41-07
Hong Leong Building
Singapore 0104
Tel: 2256833/4

* TEKKEN CONSTRUCTION CO LTD
(Singapore Representative Office)
Mr. A. Sato (Chief Representative)
16 Raffles Quay #27-05A
Hong Leong Building
Singapore 0104
Tel: 2240618

* NISSIN FOODS (SINGAPORE) PTE LTD
Mr. H. Togami (Director/General Manager)
3 Senoko Crescent
Singapore 2775
Tel: 2571111

* TOMATSU AWOKI & CO
Mr. K. Hara (Partner)
11 Collyer Quay #19-00
The Arcade
Singapore 0104
Tel: 2258688/2255147

* ARTHUR YOUNG & COMPANY
Mr. A. Furumura (Audit Manager)
36 Robinson Road #17-00
City House
Singapore 0106
Tel: 2201135

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * YAMAICHI SECURITIES CO LTD
From Mr. S. Murakami to Mr. K. Maekawa
- * KUMAGAI-GUMI COMPANY LIMITED
From Mr. T. Furuta to Mr. N. Saito
- * NIPPON PAINTS (SINGAPORE) CO PTE LTD
From Mr. H. Mochizai to Mr. H. Takahashi
- * UNITOSHO (PTE) LTD
From Mr. M. Hasegawa to Mr. E. Tamura
- * OMRON SINGAPORE (PTE) LTD
From Mr. Y. Katsuragawa to Mr. M. Tsuda
- * HITACHI LEASE (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. Y. Tanaka to Mr. H. Hara
- * MEIJI SEIKA (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. T. Kono to Mr. S. Suzuki
- * MITUTOYO ASIA PACIFIC PTE LTD
From Mr. T. Inoue to Mr. T. Yamamura

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

- * NIPPON SANSEI K.K.
10 Anson Road #19-08
International Plaza
Singapore 0207
- * KATO SPRING (SINGAPORE) PTE LTD
514 Chai Chee Street #07-01/06
Singapore 1646
Tel: 4488639
- * DAIFUKU COMPANY LIMITED
80 Marine Parade Road #08-03
Parkway Parade
Singapore 1544
Tel: 3455478/3455652

** CHANGE OF COMPANY'S NAME

- * From: DAIFUKU MACHINERY WORKS, LTD
To : DAIFUKU COMPANY LIMITED (w.e.f. 20th May 1984)
- * From: MITUTOYO (SINGAPORE) PTE LTD
To : MITUTOYO ASIA PACIFIC PTE LTD

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要(1981年)	S\$10
シンガポール共和国移住法	S\$15
民事法	S\$ 5
刑法(暫定規定法)	S\$10
公益事業法	S\$10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	(非会員) S\$30
	(会 員) S\$15

投資関係

トッスマネージメントのためのオリエンテーション	
(改訂版)	(非会員) S\$ 40
	(会 員) S\$ 20
資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律15号(経済拡大奨励法改正法)1979年	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正(1973年)	S\$ 5
法律第13号 " (1977年)	S\$ 5
法律第17号 " (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税(改正)令	S\$ 5
シンガポールとの租税(所得)条約	S\$ 5
法律(改正)時報第21号(経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$15

会社法

法律第1号(共和国会社法改正)1970年	S\$ 5
法律第4号(共和国会社法改正)1974年	S\$ 5
法律第19号1980年中央厚生年金法告示(付表の入替)	S\$ 5
法律16号(会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	(会 員) S\$60
シンガポール共和国会社法	(非会員) S\$70

為替管理・関税

関税法 (1979 年関税令)	S\$ 15
法律第 6 号 (為替管理法改正) 1976 年	S\$ 5
法律第 9 号 (共和国関税法改正) 1976 年	S\$ 5
金融業者法	S\$ 10
財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 8
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 10
建築物規制法 (1973 年法律第 59 号)	S\$ 5

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
1975 年水質汚染規制及排水法	S\$ 10
1971 年海洋汚染防止法	S\$ 5

労働関係

シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$ 30
労働組合法 (1977 年)	S\$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第 25 号)	S\$ 5
法律 (改正) 時報 (第 26 号)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 22 号 (雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 23 号 (中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
労働雇用法 (1976 年幼少年雇用規則)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 24 号 (中央厚生年金改正法)	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 27 号 (中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1983 年)	(会 員)	S\$ 15
	(非会員)	S\$ 30
月報 (各月号)		S\$ 8
国際比較統計要覧		S\$ 5

編集後記

4月号をお届け致します。我々日本人にとって4月は非常に意義深い月です。国家財政は新年度を迎え（これはシンガポールも同じですが）、民間企業では新会計年度をスタートさせる会社も沢山あり、また多くの若者達が入社式と云うセレモニーを経て社会人としての人生に乗り出して行きます。そして各家庭では子供達が入学・進学で、親子共々に胸をはずませる月でもあります。シンガポールでは体験する事が出来ないので、何となく通り過ぎてしまう4月ですが、日本では毎年この月になると、木々は新芽をふくらませ、花々を咲かせ、動物は活発な動きをみせ、魚は巣離れをし、と云う自然界の生命への躍動が一斉に始まり、それらは我々にすがすがしい新生感とその年の期待感を与えてくれました。年中グリーンのシンガポールも日本では経験出来ない事象ですので、それなりの良さはあると思いますが、日本の春の新鮮感は格別で、ややもするとその感激を忘れそうになるこの頃ですが、4月号の編集をお手伝いさせて頂いたために日本の4月を思い起してみる機会が出来た次第です。

さて、今月号の編集については、恒例になっております前年の当地経済実績に関して「**83年のシンガポール経済**」と題して大使館の**武田宗高氏**に、そして昨今多くの話題を集めている香港を「**最近の香港情勢**」のタイトルで日本経済新聞社**松田勝**特派員に解説をお願い致しました。当国政府が、1982年より毎年11月を全国生産性月間と定めて生産性向上キャンペーンを展開しておりますが、これに呼応して人づくり運動の面でNPBで活躍されておられます国際協力事業団の**石原和夫氏**に「**生産性向上プロジェクト**」と題してご寄稿を頂きました。そして、生活に密着した情報として「**食品市場に於る INSTANT RAMEN の位置付け**」と云う興味ある記事を日清食品**笹原研氏**より頂きました。ご寄稿頂きました諸氏にご協力を厚く御礼申し上げます。今月の編集担当は**永井**（博報堂）と**池沢**（凸版印刷）でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02 - 11 / 12
Singapore 1334. Tel: 2923831

M. C. (P) No. 11 / 4 / 84

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C. P. F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, # 24 - 04 (24th Storey) SINGAPORE 0106